

刑事事件を切り口とした法学および文社系探究学習の導入授業の提案

—入試問題窃盗・販売事件から—

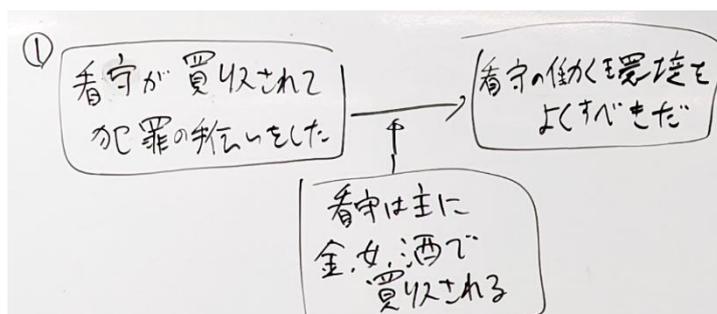
和田 篤史 (立命館中学校・高等学校)

総合的な探究の時間においては、「自分にとって関わりが深い課題」であり「社会の変化に伴って切実に意識されるようになってきた現代社会の諸課題」に向かわせることが学習指導要領上でも求められている。また、中等教育段階での法教育は個々の制定法の条文の知識を与えることもさることながら、よりよい市民生活のために法を理解・活用できることを目指している。これらの観点に立つと、高校生にとって他人事ではない内容の刑事事件を取り上げることにより、具体的事案においてどのように法が適用されているかを学ばせるとともに、その事件が社会に投げかけた影響やその解決方法がいかなるものかを考えさせる探究学習の導入の双方に資するものがあるといえる。

本報告では、このような事件として1971年に露見した入試問題窃盗・販売事件を取り上げる。これは、刑務所に出たり入ったりする中で所内で印刷していた大学入試問題を持ち出して売りさばけば大きな利益を得られるのではないかと考えた男が刑務所内では服役囚や刑務官、外の社会では医師や医療に関わる人々を巻き込んで窃盗・密売組織を作り上げた事件である。その中で仲間割れが起こり首謀者が殺害されたことで事件が発覚し、社会に衝撃を与えた一件である。授業案としては、まずは本事件について少しずつ謎を解き明かす形で説明を行う。その上で、探究学習の側面、および法学の側面のいずれか、あるいは両方から掘り下げることになる。

探究学習の導入としてすすめる場合、『キヨミズ准教授の法学入門』(木村草太、2012、星海社)にある法学・政治学・経済学・社会学を通して幼稚園児の遊びを分析するシーンを引用し、さらに発表者の見解による心理学・哲学の観点も加えて一つのことがらをさまざまな視点から見る方法を紹介する。その上で、この事件をそれぞれの分野の立場からすればどのような問題点が指摘できるかを考えさせることができる。

さらに、それらの問題点に対する解決策のアイデアを出させるが、その際にツールミンモデルを紹介し、何かしらの提言をする際には論拠が必要なこと、さらに事実・論拠を支持する根拠も必要なことを述べた上でそれらを考えさせることになる。



法学の授業として進める場合、刑事政策も含め以下のような論点の中から適宜選んで議論することになる。

- ・首謀者殺害の犯人は予想はついたが逮捕は見送られた…疑わしきは罰せずの原則
- ・仮釈放を餌にして無期懲役囚を引き込む…自由刑とは何か
- ・入試問題の窃盗はいいとして、業務妨害にはならないのか…罪刑法定主義
- ・刑務官に加担を考えさせない仕組みは…「悪人」と日々触れる中、道徳だけで大丈夫か
- ・買い手はまず半額、合格後残りを払う約束であった…不法原因給付
- ・阪大は入学取消、大阪市大は退学処分…学生という身分、大学自治